



平成 26 年 2 月 19 日

各 位

住 所 東京都練馬区北町 3 丁目 10 番 18 号
会 社 名 日本高純度化学株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 茂樹
(コード番号 4973 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長兼経営企画室長
内田 薫
(TEL. 03-3550-1048)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 19 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の理由

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単위를 100 株とするため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用をいたします。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。平成 26 年 2 月 19 日現在の発行済株式総数を基準に計算すると、以下のとおりとなります。

分割前の発行済株式総数	63,162 株
分割により増加する株式数	6,253,038 株
分割後の発行済株式総数	6,316,200 株
分割後の発行可能株式総数	24,640,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日：平成26年3月14日

基準日：平成26年3月31日

効力発生日：平成26年4月1日

(4) 新株予約権の行使価格の調整

上記の株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価格を平成26年4月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第3回新株予約権	329,343円	3,294円
第7回新株予約権	286,106円	2,862円
第8回新株予約権	213,384円	2,134円
第9回新株予約権	188,299円	1,883円
第10回新株予約権	211,949円	2,120円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

平成26年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日：平成26年4月1日

※平成26年3月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成26年4月1日をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。
- ④ 第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>246,400</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,640,000</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 7 条～第 45 条 (条文省略)	第 8 条～第 46 条 (現行通り)
(新設)	附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。</u> 第 2 条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 変更の日程

取締役会決議日： 平成 26 年 2 月 19 日

効力発生日： 平成 26 年 4 月 1 日

以 上